

## 食物アレルギーに関する調査票の提出について

倉敷市では、食物アレルギーを有する児童生徒について、安全性を最優先として、アレルギー発症の未然防止と学校給食における事故防止に努めております。

つきましては、個人ごとの状況を把握させていただくため、下記の記載事項を確認のうえ、別添の「食物アレルギーに関する調査票」を記入いただき、就学時の健康診断時にご提出をお願いいたします。

### 記

#### 1 学校給食食物アレルギー対応について

**「安全性確保」のために、原因食物を「提供するかないかの二者択一」、つまり、他の児童生徒と同じように提供するか完全除去かのどちらかの対応とします。**

- (1) 除去食対応する原因食物  
「卵、牛乳・乳製品」  
※鶏卵・うずら卵、牛乳・乳製品の除去のみ行います。それ以外のアレルゲンにつきましては、代替食持参をお願いします。
- (2) 給食に使用しない食物  
「落花生（ピーナッツ）、そば、キウイフルーツ、カシューナッツ、アーモンド、くるみ」  
※そばのアレルギーがある場合、製造過程でそばが混入する恐れのある麺類（うどん、ソフトめん、中華めん）については、代替食持参となります。
- (3) 加工の程度により除去か否かの区別はしません。  
(例) 鶏卵・うずら卵のアレルギーの場合は、原則完全除去とする。加熱が不十分な卵のアレルギーの場合は、卵加工品製造工程、調理工程での完全加熱を確認できる場合のみ提供します。  
(例) 食物アレルギーでの牛乳・乳製品の中止の場合は、パン・飲用牛乳は中止、牛乳・乳製品を含む副食は除去または中止となります。飲用牛乳のみの中止は行いません。
- (4) (a)～(f)に該当するごく微量でも症状の出る重篤な場合は、安全性確保のため給食全部または一部を中止とし、給食全部または一部を代替食持参となります。  
(a) 調味料、だし、乳化剤、その他の添加物等の除去が必要  
(b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある  
(例)「本品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」  
(例)「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」  
(例)「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」  
(c) 多品目の食物除去が必要  
(d) 食器や調理器具の共有ができない  
(e) 油の共有ができない  
(f) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考える状況
- (5) 口腔アレルギー症候群と診断され、加熱加工品は摂取可能と医師から診断がある場合は提供し、生での提供時のみ代替食持参となります。（野菜・果物）
- (6) 上記以外にも、コンタミネーション（製造・調理過程で起こる意図せぬ食物アレルゲンの混入）等、詳細な確認を要する場合については、面談時に確認させていただきます。

#### 2 学校生活管理指導表及び食物アレルギー意見書の提出について

食物アレルギーを有する方については、給食だけでなく、食に関する学習活動を行う場合や宿泊行事などにおいても管理や配慮が必要となります。適切な対応をするため、食物アレルギーを有する方全員に、医師による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び「食物アレルギー意見書」を提出していただくようになっておりますので、ご理解をよろしく願います。

※「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び「食物アレルギー意見書」は、後日学校よりお渡しいたします。